

認知症対応型共同生活介護

設置運営者募集 質問書に対する回答

令和4年4月11日受付分

(質問)

「愛知県が実施する補助事業等を活用する予定である。補助金交付申請時における愛知県の交付要綱による補助金額を基準額とする。」とあります。

現時点で補助の確約はないのは承知しておりますが、今回の補助金額の見込みが分かるようでしたら、お聞きしたいと思います。分からない場合は、過去の実績でも良いので教えて下されば参考にさせていただきます。

よろしく申し上げます。

(回答)

愛知県の補助事業については、令和3年度は、愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱(令和3年8月26日施行)(以下「県要綱」と表記する。)の中で、施設整備と開設準備と2種類の補助を行っています。以下にお示ししますのでご確認ください。

なお、質問にもご記入いただきましたが、現時点では補助の確約はありませんので、参考程度にさせていただきますよう、お願いいたします。

1 施設整備について

県要綱第6条によれば、

「地域密着型サービス等整備等助成事業については別表1の、(中略)第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た交付基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額の合計額とを比較し、少ない方の額を交付額とする。」

とあります。

別表1第2欄には33,600千円とあり、第3欄の単位は施設数(1施設)ですので、現時点では33,600千円×1施設=33,600千円が上限になる見込みです。

なお、上に引用した文中の「第4欄」以降にありますように、総事業費等と比較して少ない方の額が交付額となりますので、ご承知おきください。

2 開設準備について

県要綱第6条によれば、

「(前略)介護施設等の施設開設準備経費等支援事業については別表2の、(中略)第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た交付基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額の合計額とを比較し、少ない方の額を交付額とする。」

とあります。

別表2第2欄には839千円とあり、第3欄の単位は定員(18人)ですので、現時点では839千円×18人=15,102千円が上限になる見込みです。

なお、上に引用した文中の「第4欄」以降にありますように、総事業費等と比較して少ない方の額が交付額となりますので、ご承知おきください。